

# ハローワーク大和発

(平成29年11月内容)

仙台公共職業安定所大和出張所  
 黒川郡大和町吉岡南2-3-15  
 tel 022-345-2350  
 FAX 022-345-0596

【平成30年1月4日発行】

【窓口の動き】

**求人**

新規求人数（一般、パート）は、836人で前年同月比25.8%減となった。

有効求人数は、2,334人で前年同月比7.2%減となった。

新規求人倍率は、3.34倍となり、前月より0.09ポイント、前年同月比でも0.87ポイント下回った。

有効求人倍率は、1.94倍となり、前月より0.05ポイント下回ったが、前年同月比では0.03ポイント上回った。

一般の新規求人数は、524人で前年同月比6.4%減となった。主要産業のうち、建設業、運輸業、卸・小売業は上回ったが、製造業、医療・福祉業、サービス業で大幅に減少している。

パートの新規求人数は、312人で前年同月比45.0%減となった。建設業を除く、他の主要産業すべてで減少している。

**求職**

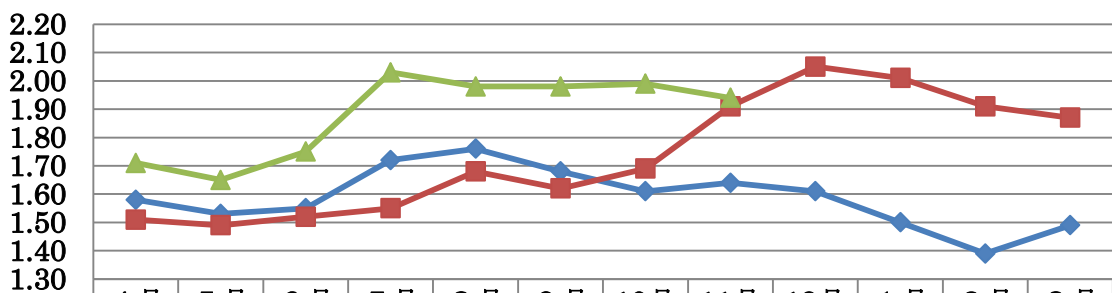
新規求職者数は、250人で前年同月比6.7%減となった。

有効求職者数は、1,204人で前年同月比8.8%減となり、21か月連続で減少した。

雇用保険一般求職者給付の受給資格決定件数は、70人で前年同月比7.9%減となった。

新規求職者（パートを除く）の態様別の状況を前年同月比で見ると、在職者は16.0%、離職者が4.7%（事業主都合：28.6%減、自己都合：2.6%減）減少したが、無業者が16.7%増加した。

有効求人倍率の推移



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆ 27年度	1.58	1.53	1.55	1.72	1.76	1.68	1.61	1.64	1.61	1.50	1.39	1.49
■ 28年度	1.51	1.49	1.52	1.55	1.68	1.62	1.69	1.91	2.05	2.01	1.91	1.87
▲ 29年度	1.71	1.65	1.75	2.03	1.98	1.98	1.99	1.94				

## 【一般職業紹介の状況】

### 求 職

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
新規求職者数	250	177	73	▲9.4	▲6.7
有効求職者数	1,204	778	426	▲5.8	▲8.8

### 求 人

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
新規求人数	836	524	312	▲32.8	▲25.8
有効求人数	2,334	1,706	628	▲8.1	▲7.2

### 求 人 倍 率

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
新規求人倍率	3.34	2.96	4.27	▲0.09	▲0.87
有効求人倍率	1.94	2.19	1.47	▲0.05	0.03

### 紹 介 ・ 就 職

区 分	計		対前月比	対前年比	
	一 般	パート			
紹介件数	309	238	71	1.0	0.3
就職件数	86	58	28	▲17.3	▲8.5

(▲は減少)

求人倍率:求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率=新規求人数/新規求職者数 有効求人倍率=有効求人数/有効求職者数)

## 【雇用保険の状況】

### 雇用保険適用

区 分	男	女	計		うち事務組合委託	
			対前月比	対前年比		
適用事業所数			1,032	0.0	4.0	329
資格取得者数	149	105	251	▲28.3	▲13.6	49
資格喪失者数	134	117	251	▲28.3	11.1	34
被保険者数	14,557	7,950	22,507	▲1.6	3.5	2,249

### 雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比	対前年比	
一般求職者給付	707	▲7.9	259	▲17.3	29,181	▲22.7
高齢求職者給付	8	▲38.5	10	66.7	2,120	34.3
短期特例一時金			0	—	0	—
再就職手当			24	4.3	8,377	34.1
就業手当			1	—	38	—

## 賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	項目		一般			パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	291,193	204,913	194,367	210,090	165,245	1,139	910	876	918	866
管理的職業			375,000	375,000						
専門的・技術的職業	290,462	225,761	212,727	221,333	194,285	1,534	1,309	1,166	1,250	1,125
事務的職業	226,692	159,848	173,225	200,000	165,416	840	815	891	950	880
販売の職業	313,275	182,405	203,333	220,909	140,000	1,439	835	800		800
サービスの職業	327,823	238,385	194,375	218,750	170,000	1,080	917	840	786	850
保安の職業			100,000		100,000	800	800			
農林漁業の職業	300,033	185,966	190,000	190,000		780	780			
生産工程の職業	244,081	169,469	202,222	204,375	150,000	895	820	812	850	800
輸送・機械運転の職業	199,952	178,703	196,923	195,000	220,000	1,125	1,125			
建設・採掘の職業	308,975	190,077	211,250	211,250		2,051	2,051			
運搬・清掃の職業	176,337	157,785	178,333	201,333	140,000	828	819	808	786	813
分類不能の職業			191,363	198,000	177,142			841	866	834

\* この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

\* 求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

\* 金額は、いずれも平均額で、「-」は対象データがないことを表示しています。

## 職業別 求人・求職の状況

職業別	項目			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,496	777	1.93	593	426	1.39
管理的職業	0	7	0.00	0	0	0.00
専門・技術的職業	208	88	2.36	33	29	1.14
事務的職業	188	211	0.89	20	121	0.17
販売の職業	292	60	4.87	112	16	7.00
サービスの職業	299	78	3.83	293	62	4.73
保安の職業	0	7	0.00	1	3	0.33
生産工程の職業	202	88	2.30	23	26	0.88
輸送・機械運転の職業	94	42	2.24	15	8	1.88
建設・採掘の職業	124	27	4.59	5	0	
運搬・清掃等の職業	81	90	0.90	89	98	0.91
その他の職業	8	79	0.10	2	63	0.03

\* 求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

\* 一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

# 労働者を募集する企業の皆様へ

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～  
＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

## 1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示する必要があります。

時点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は次ページ）を明示する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細は面談の時にお伝えします」などと書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。</li><li>○ この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。</li></ul>
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました） <ul style="list-style-type: none"><li>○ 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。</li></ul>
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知する必要があります。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunva/roudoukiun/roudoukiuken01/">http://www.mhlw.go.jp/bunva/roudoukiun/roudoukiuken01/</a>

※その他にも変更点がございますので、詳しい内容は、厚生労働省ホームページでご確認願います。